

函館市ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業取扱要領

函館市ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業については、支給要綱に定めるもののほか、この取扱要領により行うものとする。

1 事前相談の実施

- (1) 函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の受給者を支給対象者とすることから、高等職業訓練給付金の事前相談に併せて、本事業について、十分説明を行うこと。
- (2) 本事業は、安定した修業環境を提供するために経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握するものとする。なお、その際には、プライバシーに配慮するものとする。
- (3) 当該母子家庭の母または父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や母子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等の紹介をすること。
- (4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や母子寡婦福祉資金貸付事業、個人病院等の奨学金等（看護師）については、本事業との併給を可とする。
- (5) 公共職業安定所で行っている求職者支援制度や公共職業訓練等の受講指示を受けている場合は受講者の授業料等の負担がないため、自己負担額がある場合でも技能習得支援給付金の支給額を超えた支援を受けていることが明らかなことから対象とならない。
- (6) 保育士及び介護福祉士については、求職者支援制度の活用を促すこととする。

2 技能習得支援給付金の支給に係る留意事項

- (1) 技能習得支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。
- (2) 平成31年4月以降に入学した者については、函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の専門実践教育訓練給付金の支給対象となることから技能習得支援給付金と併給することになるため、入学前に講座指定の申請を行うよう案内すること。

なお、雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給対象者は、5～7割の給付を受けるため、原則として技能習得支援給付金の対象とならない。

事前相談においては、以下の点についても伝えること。

- ① 技能習得支援給付金は、年度毎に申請・支給を行うが、教育訓練給付金は入学時（訓練開始前）に講座指定を受け、卒業後（訓練修了後）に支給申請を行って、まとめて給付金が支給されること。
- ② 教育訓練給付金以外で、国が実施する事業により授業料の一部免除などを受ける場合は、支給内容について十分に確認し、差額の支給が発生するかどうか審査を行うこと。

4 支給申請時の支払計画について

技能習得支援給付金の申請の際には、養成機関へ支払う授業料等の年額の金額が記載された書類（入学時に配布されるパンフレット、その他養成機関が示す書類）を添付すること。

5 支給額算定の留意事項

技能習得支援給付金の支給額は、支給対象者が養成訓練の受講のために支払った費用（以下、「授業料等」という。）に基づき算定することとなるが、この算定については次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 授業料等の対象は、養成機関の長が証明する養成機関に対して支払われた入学料（養成訓練の受講の開始に際し、養成機関に納付する入学金）、授業料、その他の所要経費および上記経費の消費税とする。
- (2) 授業料等の対象除外経費は次の経費とする。
 - ア 本人が購入した参考書等の教材費
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費等
 - ウ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - エ 受講者に対して還付が予定されている費用
 - オ 受講のための交通費
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、千円未満を切り捨てる。
- (4) 支給金額は、「4」で示された授業料等の年額を基に概算で決定する。
- (5) 養成訓練に係る授業料等を一括払いに支払った場合または分割払いに支払った場合等のいずれの場合でも、最大で年に2回の概算払いに支給することとし、養成機関の長が証明した「授業料等支払確認書」により精算する。
なお、授業料等に還付が生じた場合は、確認書にその還付された金額を差し引

いた額で養成機関より報告を受けること。

- (6) 支給額の決定後に生じた費用で、授業料の改定以外の事由については、原則追加支給を行わない。
- (7) 技能習得支援給付金の支給対象者が、実績報告の時点で養成機関に対して未納となっている入学料または授業料等は対象とならない。
- (8) 高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失した場合は、本事業においても支給対象外となることから、支給対象期間中に養成機関に支払った費用で支給額の精算を行うこと。

6 授業料等支払確認について

(1) 授業料等支払確認書

養成機関の長が、受講者の当該年度の授業料等の全額納付を確認し、受講者が実績報告を行う場合に発行されるものとする。

(2) 養成訓練に係る領収書

養成機関の長が発行する授業料等支払確認書をもって領収書に代えるとし、領収書の添付は不要とする。

ただし、必要があると認められる場合には、預金通帳や領収書等の確認を行う。

7 周知・広報等

- (1) 市においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するものとする
- (2) 本事業の実施には、養成機関の協力が不可欠であり、本事業について必要な情報については、積極的に提供するものとする。

また、養成機関は毎年4月に開講する場合が多いことから、事前に養成機関に必要な情報提供を行うものとする。

8 技能習得支援給付金への公課について

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の4の規定により、自立支援教育訓練給付金については非課税となるが、技能習得支援給付金については雑所得となる旨、受給者に周知すること。